

下松市・記者発表（配布）資料

令和8年6月22日

部 課 名	課 長	担 当	連 絡 先（直通）
地域振興部 産業振興課	高橋 健悟	村上 直子	0833-45-1745
1. 件 名	「下松市奨学金返還支援補助金」の創設について		
2. 目 的	下松市では、中小企業等の人材確保と若者の市内定住を促進するため、大学・高校等を卒業後、令和8年4月1日以降に市内中小企業等に正規雇用され、1年以上継続して市内の事業所に勤務し、市内に居住している方を対象に、奨学金の返還に必要な経費の一部を補助する制度を創設しました。		
3. 内 容	【補助対象者】 以下の要件を全て満たす人 ・申請時に1年以上下松市に住民登録があること ・1回目の申請時に30歳以下であり、継続して5年以上市内に居住する意思があること ・令和8年4月1日以降に市内の中小企業等に正規雇用され、1年以上継続して市内の事業所に勤務していること ・国家公務員または地方公務員でないこと ・他の奨学金の返還支援を受けていないこと（勤務先からの支援を受けている場合を除く） 【対象となる奨学金】 ・日本学生支援機構第一種・第二種奨学金 ・下松市奨学金貸付基金条例に規定する奨学金 【補助内容】 ・申請年度の前年度に返還した奨学金の1/2を補助 ・年間上限額 10万円 ・最大補助額 50万円 ・補助期間 5年間（60か月分） 【申請受付】 令和9年4月1日から（以後随時受付）		

下松市 奨学金返還 支援補助金



下松市で働き、暮らす若者を応援します！
奨学金返還の負担を軽減！

奨学金返還額の

1 / 2

を補助

年間上限

10万円

を補助

最大

50万円

を補助

5年間(60か月分)

対象となる方

- **令和8年4月1日以降に**
市内の中小企業等に正規雇用された方
- 1年以上継続して就業している方
- 1年以上下松市内に居住している方
- 1回目の申請時に30歳以下の方

対象の奨学金

- 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金
- 下松市奨学金貸付基金条例に規定する奨学金

申請受付開始

令和9年4月1日から

【お問い合わせ先】

下松市産業振興課（市役所4階⑥番窓口）

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号 TEL:0833-45-1745

詳細は市HPをご確認ください



下松市奨学金返還支援補助金について

市内中小企業等の人材確保と若者の市内定住を促進するため、大学・高校等を卒業後、令和8年4月1日以降に市内中小企業等に正規雇用され、1年以上継続して市内の事業所に勤務し、市内に居住している方を対象に、奨学金の返還に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 大学・高校等を卒業し、在学中に貸与を受けた奨学金の返還を遅滞なく行っていること
- 1年以上継続して下松市に住民登録があること
- 1回目の申請時に30歳以下であり、継続して5年以上市内に居住する意思を有していること
- **令和8年4月1日以降に**市内の中小企業等に正規雇用され、申請時に1年以上継続して就業していること
- 市内の中小企業等の事業所に勤務していること
- 国家公務員または地方公務員でないこと
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団等の構成員または関係者でないこと
- 他の奨学金返還支援制度の適用を受けていないこと
(企業からの支援を受けている場合を除く)



中小企業等とは？

次のいずれかに該当する事業者をいいます。

- 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者
- 福祉、医療、教育に関する事業を営む事業者
(介護施設、保育園、幼稚園、医療機関等)

補助額

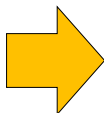
前年度に返還した奨学金の**1/2**を補助します。

- 年間上限額 **10万円**
- 最大補助額 **50万円**
- 補助期間 **5年間(60か月分)**

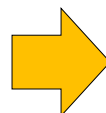
申請の流れ

※申請は年度ごとに必要です

- **令和8年4月1日以降に**市内の中小企業等へ就職
- 市内に居住



奨学金を返還



補助金を申請
(**令和9年4月1日以降に**随時申請)

注意事項

- 偽りや不正な手段により補助金の交付を受けた場合や、要件に該当しないことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- 申請方法や必要書類などの詳細は、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。